

Press Release

発表日:令和2年3月19日

照会先:社会•援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

室長 :吉田 室長補佐:前田

代 表 03-5253-1111

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における 緊急小口資金等の特例貸付の拡大について

本年3月10日付のプレスリリース「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」により、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)について特例措置を設ける旨をご案内しました。

今般、「生活不安に対応するための緊急措置」(本年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、本特例貸付を拡大することとしたので、その概要を別紙の通りお知らせいたします。

【公表資料】

○ 個人向け緊急小口資金等の特例・・・ 別紙

予備費追加 207億円(3/10) 104億円(3/19)

個人向け緊急小口資金等の特例

〇新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。 ⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化 〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

特例措置

Aの減少や失業等によ 窮し、日常生活の維持

となっている世帯

1年以内

同左

同左

ウイルス感染症の影

	新型コロナウ を受け、収入 り生活に困窮 が困難(
本三	低所得世帯であって、収入の 減少や失業等により生活に <mark>を受け、収入 困窮し、日常生活の維持が <u>り生活に困</u> 困難となっている世帯 が<mark>が困難</mark></mark>	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	6月以内	10年以内	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%
	貸付対象者	貸付上限	据置期間	償還期限	貸付利子
特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	学校等の休業、個人事業主等(※) の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	1年以内	2年以内	無利子
本	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	10万円以内	2月以内	12月以内	無利子
	貸付対象者	貸付上限	据置期間	償還期限	貸付利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足 するとき 賞還免除について:今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。